

滝川市における公の施設の 指定管理者候補者選定審査報告書

令和7年11月

滝川市指定管理者選定職員会議

滝川市における公の施設の指定管理者の候補者選定に係る審査結果について

滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者制度を導入するため、指定管理者を募集したところ、1 団体から申請がありました。

滝川市指定管理者選定職員会議（以下「選定会議」という。）は申請内容について提出書類を基に総合的に審査したので、その結果を次のとおり報告します。

令和 7 年 11 月 4 日

滝川市長 前 田 康 吉 様

滝川市指定管理者選定職員会議委員長

記

1 指定管理者候補者

公の施設の名称	指定管理者申請者氏名
滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設	滝川ガス株式会社

2 審査経過及び講評等 別紙のとおり

別紙

審査経過及び講評等

1 募集及び選定の経過

経 過	日 付	主な内容
第1回職員会議	令和7年6月23日	スケジュール及び選定方式の確認
第2回職員会議	令和7年7月29日	選定方式及び募集要項等の決定
公 募 告 示	令和7年9月1日	申請締切：令和7年9月30日
質問受付開始	令和7年9月1日	受付締切：令和7年9月22日
質問に対する 回 答	令和7年9月24日	滝川市公式ホームページに回答を掲載
第3回職員会議	令和7年10月17日	候補者ヒアリングの必要性の検討 指定管理者候補者の決定

2 申請団体数 1 団体

3 選定審査の方法

(1) 提出書類の確認

申請者からの提出書類については募集要項に定める申請の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。

(2) 申請書類等審査

第3回職員会議において申請者からの申請書類（事業計画書、収支計画書等）の詳細について、提案内容を精査しました。

(3) 財務分析の実施

申請書類の事業報告書を基に総資本営業利益率、流動比率、当座比率、経常収支比率、自己資本比率などの指標による分析を北海道内ガス事業者と比較して行い、併せて債務超過・不良債務の有無、営業利益などについて精査をしました。

(4) 総合審査

総合審査は、申請者の申請書その他の申請書類を基に、選定会議において、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年12月30日条例第56号）第2条第1項各号に掲げる項目ごとに評価を行い、提案内容の審査点（満点：245点）が標準点（満点の100分の60）に達しているか否かの確認を行いました。

この結果、標準点（満点の100分の60）を満たした団体を指定管理者候補者に選定しました。

4 選定結果

公の施設の名称	満 点	候 補 者
滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅 及びこれらの共同施設	245 点	163 点（66/100）

5 審査講評

滝川市営住宅とその共同施設は、滝川市が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置され、また滝川市特定公共賃貸住宅とその共同施設は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づき、滝川市が中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として設置されました。指定管理者候補者の選定に当たっては、これら施設の設置目的を踏まえながら、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき審査を行い、募集要項・業務仕様書で示した要求水準を満たしていると評価しました。また、その審査において特に次の点について評価しました。

指定管理候補者については

- ① 当該施設の設置目的を理解し、公営住宅管理の実績と経験から市営住宅等の入居者属性及び課題を意識した提案がなされ、入居者に対しては属性に応じた福祉のサービスの情報提供や高齢者等に配慮した申請手続きの対応を行うなど安全、安心な市営住宅等での生活を送るためのサービス提供と入居希望者には入居機会提供のためホームページを活用した周知を行い、公平、公正なサービス提供が期待できること。
- ② 施設維持管理においては、関係業者等と連携体制を構築し、円滑な修繕に努めるほか修繕において有効的な資格を有する職員を配置し、自社修繕可能な体制を築くことで入居希望者への住戸提供を迅速にし、巡回等における設備等の経年劣化を早期発見、予防措置を図ることで修繕費の過大化を防ぐとともに、状況に応じた住戸内の長寿命化を行うなどの適切な修繕が期待できること。
- ③ 休日夜間体制や災害時の対応においては、本業であるガス事業でのノウハウを生かした体制を構築するほか、指定管理者業務の経験を踏まえ気象状況の事前把握や冬季において自社で除雪等が可能な機器を導入するなどして効率的な維持管理が期待できること。

以上のような点を踏まえ、総合的に審査した結果、「滝川ガス株式会社」を滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設の指定管理者の候補者として選定しました。